

原発事故

東電元会長ら起訴相当

検察審「津波への措置できた」

東京電力福島第1原発事 故をめぐり、業務上過失致死傷容疑で告訴・告発さ

した。議決は23日付。

福島県民の約1万400人

他に起訴相当とされたのは、武藤栄、武黒一郎両元副社長。今後、東京地検が超の高さの津波が押し寄せ、不^レ起訴処分となつた勝俣恒久元会長をはじめとする東電旧経営陣3人について、東京第5検察審査会は31日までに、起訴すべきだとして起訴相当の議決をしました。また、元常務1人について不起訴不当としま

す。 検審は議決理由で、3人が福島第1原発に最大15メートルを業務上過失再捜査し、改めて処分を決める可能性があるとの報告を受けていたと指摘。勝俣元会長について「津波の影響でも、起訴相当の3人については、検審が2回目の審査で起訴すべきだと議決す

た。

と述べました。元副社長の2人についても、当時の立場を踏まえた上で、「適切な措置を指示し、結果を回避することができた」と判断しました。

訴団が2012年6月、勝俣元会長ら事故当時の東電経営陣ら33人を業務上過失致死傷容疑などで告訴・告発。東京地検は13年9月、他の市民団体などが告訴・告発した菅直人(元首相)ら政府関係者を含む計42人全員を不起訴処分としていました。

▼関連⑩面